## 避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約

参考様式

　　　　　　　　　　　自主防災組織

（趣旨・目的）

第１条　この規約は、当自主防災組織が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、当自主防災組織の区域内に居住する避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この規約において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に掲載された情報及び当自主防災組織が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

２　前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿掲載対象者全員を含むものをいう。

３　この規約において「保有個人情報」とは、当自主防災組織が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

４ この規約において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

（利用目的）

第３条　当自主防災組織は、個人情報を避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

（利用目的による制限）

第４条　当自主防災組織は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（適正な取得）

第５条　当自主防災組織は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な管理）

第６条　当自主防災組織は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理者を定め、個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止するとともに、名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、速やかに応じなければならない。

（第三者提供の制限）

第７条　当自主防災組織の役員及び役員であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

（利用目的の公表）

第８条　当自主防災組織は、保有個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、当自主防災組織が発行する会報等に掲載するなどの手段により、避難行動要支援者の知り得る状態に置かなければならない。

（開示等）

第９条　当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対して当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、本人が開示を求めることができない又はやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によって行うことができるものとし、次項以下についても同様とする。

２　当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

また、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

３　当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報が本規約に反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

（理由の説明）

第１0条　当自主防災組織は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第１１条　当自主防災組織は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（取扱い事務の継承）

第１２条　当自主防災組織の役員に改選があったときは、新旧の役員は避難行動要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

（その他）

第１３条　本規約に定めのない事項については、白井市個人情報保護条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附　　則

この規約は、　　　　年　　月　　日から施行する。